

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月9日 07時15分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港 雌島灯台から真方位245° 1.5海里付近 (概位 北緯37°03.8′ 東経136°57.9′)
事故の概要	セメント運搬船第五芙蓉丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	セメント運搬船 第五芙蓉丸、3,568トン
船舶番号、船舶所有者等	134331、NSユナイテッド内航海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過等	<p>本船は、船長ほか11人が乗り組み、セメントを約1,200t積載し、船長が操船指揮を執り、二等航海士を操舵に、機関長を機関操作に、その他の乗組員を船首、船尾及び機関室配置にそれぞれ就けて、レーダー及び電子海図情報表示装置（ECDIS）で船位の確認を行い、七尾港の着岸予定岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて航行していた。</p> <p>船長は、本州北西岸水路誌（書誌第102号、海上保安庁刊行）に記載の針路法に基づいてECDISに設定された計画針路線（以下「本件計画線」という。）を参考に操船していた。</p> <p>本船は、本件計画線の南端付近のランカン出シ礁灯浮標（東方位標識）の東方沖に至り、その後、本件岸壁に向け右転中、同灯浮標の南方に拡張していた浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.76m、船尾約6.02mであった。</p> <p>船長は、七尾港に入港するのは初めてであったが、事前に海図で七尾港の水路調査を行っておらず、本件浅所の拡張状況を把握していなかった。</p> <p>本船のECDISの水深表示設定は、2色表記（10m基準）に設定されていたので、本件浅所は表示されていなかった。</p> <p>本船の全乗組員は、七尾港への入港は初めてであった。</p>
分析	本船は、ECDISの水深表示が適切に設定されていない状態で、本件岸壁に向けて航行中、船長が、前路に浅所はないと思って入港操

	<p>船に当たったことから、本件浅所に向けて航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、E C D I Sの水深表示設定が正しく行われていると思っていただけから、事前にE C D I Sの水深表示設定を確認しないまま入港操船指揮を執り、前路に浅所はないと思って入港操船に当たっていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、E C D I Sの水深表示が適切に設定されていない状態で本件岸壁に向けて航行中、船長が、前路に浅所はないと思って入港操船に当たったため、本件浅所に向けて航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、初めて入港する港については、事前に浅所の拡張状況を把握して航行予定経路を設定すること。 ・ 船長は、E C D I Sに計画針路線が設定されている場合、その設定状況について確認すること。 ・ E C D I Sの水深表示設定は、自船の喫水に対して適切な表示設定とすること。